

障がい者就労支援施設 【社会福祉法人 豊肥福社会 明日の輪】

サービスを利用できる方

グループホーム

障害のある方（身体障害のある方にあつては、65歳未満の方または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限る。）

就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障害のある方であつて、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方。

就労を希望する方であつて、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識および技術の習得もしくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の方

就労継続支援B型

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方などであつて、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方。

- (1) 就労経験がある方であつて、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方
- (2) 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含む）した結果、B型の利用が適当と判断された方
- (3) (1)(2)に該当しない方であつて、50歳に達している方または障害基礎年金1級受給者
- (4) 障害者支援施設に入所する方については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市区町村が利用の組み合わせの必要性を認めた方

生活介護

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方で次に該当する方

- (1) 障害支援区分3以上（障害者支援施設に入所する場合は区分4）
- (2) 50歳以上の場合は、障害支援区分2以上（障害者支援施設に入所する場合は区分3）
- (3) 障害者支援施設に入所する方であつて障害支援区分4（50歳以上の場合は区分3）より低い方のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市区町村が利用の組み合わせの必要性を認めた方

放課後等デイサービス

放課後等デイサービスの対象は、障害のある児童ですが、療育手帳や障害者手帳がなくても、専門家などの意見書などを提出し放課後等デイサービスの必要が認められれば、受給者証が市区町村から発行されます。この受給者証を取得することで通所の申し込みができ、1割負担でサービスを受けることができます。

年齢では6歳～18歳です。ただし引き続きサービスを受けなければその福祉を損なう恐れがある場合は、満20歳に達するまで利用可能です。